

# 令和3年度中小企業労働事情実態調査(茨城県版) 報告

本調査は県内中小企業の労働事情を的確に把握し、適正な労働対策を樹立することを目的に昭和39年より毎年全国一斉で実施しております。

本年度は、例年実施している「経営状況」「労働時間」「有給休暇」「新規学卒者の採用状況」「賃金改定」等の調査に加え、「新型コロナウイルスの影響」「雇用保険料の事業主負担分」に関する調査も実施いたしました。

この調査報告書が県内中小企業の労働事情の実態把握と、労務管理改善等の一助となれば幸いです。

最後に、本調査の実施にあたり御協力を賜りました関係組合並びに調査対象事業所の皆様方に心から御礼申し上げますとともに、今後も一層の御協力を賜りますようお願いいたします。

茨城県中小企業団体中央会 総務課

TEL 029-224-8030 FAX 029-224-6446

## 1. 調査の概要

- (1) 調査方法 本調査は、全国統一様式により実施したものであり、当会では県内の会員組合を通じて、郵送で調査票を送付。回収した調査票は全国中小企業団体中央会で一括集計した。なお、全国の数値は本調査未実施の栃木県と静岡県を除いたものになっている。
- (2) 調査対象事業所数 1,300 事業所(製造業 682 事業所、非製造業 618 事業所)
- (3) 調査時点 令和3年7月1日

## 2. 回答事業所の概要

### (1) 回答事業所数

県内組合の中から業種や地域等を勘案して抽出した 1,300 事業所を対象に調査した結果、639 事業所(製造業 313 事業所、非製造業 326 事業所)からの回答を得た。本県における回収率は 49.1% (全国 43.7%) であった。

### (2) 常用労働者数、従業員規模

回答のあった 639 事業所の常用労働者総数は 14,436 人(製造業 8,473 人、非製造業 5,963 人)で、そのうち、男性は 10,533 人(73.0%)、女性は 3,903 人(27.0%)。1 事業所あたりの平均常用労働者数は 22.59 人(製造業 27.07 人、非製造業 18.29 人)であった。

回答事業所の従業員規模をみると、「1~4 人」が 24.9%(全国 16.8%)で最も多く、次いで「5~9 人」が 21.8%(同 18.3%)、「10~20 人」が 21.6%(同 23.2%)、「30~99 人」が 16.3%(同 24.0%)、「21~29 人」が 11.3%(同 10.8%)、「100~300 人」が 4.2%(同 6.8%)と続き、全国と比べて、従業員規模の少ない企業の割合が多く、従業員規模 30 人未満の事業所が全体の 79.6%(同 69.1%)を占めた。

### (3) 労働組合の有無【表①】

回答事業所のうち、労働組合が「ある」とした事業所は 28 事業所、組織率 4.4%で、全国平均(6.9%)と比べて 2.5 ポイント低かった。

【表①：回答事業所の概要】

(上段：実数、下段：比率)

区 分	事業 所数	従業員規模						労働組合		
		1～4人	5～9人	10～ 20人	21～ 29人	30～ 99人	100～ 300人	あり	なし	
全 国	20,255	3,407 16.8%	3,707 18.3%	4,702 23.2%	2,191 10.8%	4,862 24.0%	1,386 6.8%	1,398 6.9%	18,857 93.1%	
R3 茨城県	639	159 24.9%	139 21.8%	138 21.6%	72 11.3%	104 16.3%	27 4.2%	28 4.4%	611 95.6%	
R2 茨城県	649	172 26.5%	132 20.3%	147 22.7%	62 9.6%	106 16.3%	30 4.6%	21 3.2%	628 96.8%	
製 造 業	製 造 業 計	313	69 22.0%	54 17.3%	67 21.4%	37 11.8%	70 22.4%	16 5.1%	19 6.1%	294 93.9%
	食料品	62	17 27.4%	16 25.8%	10 16.1%	7 11.3%	10 16.1%	2 3.2%	2 3.2%	60 96.8%
	繊維工業	18	11 61.1%	6 33.3%	1 5.6%	- -	- -	- -	2 11.1%	16 88.9%
	木材・木製品	17	6 35.3%	2 11.8%	6 35.3%	2 11.8%	1 5.9%	- -	- -	17 100%
	印刷・同関連	15	4 26.7%	3 20.0%	3 20.0%	1 6.7%	4 26.7%	- -	- -	15 100%
	窯業・土石	70	24 34.3%	13 18.6%	15 21.4%	4 5.7%	11 15.7%	3 4.3%	5 7.1%	65 92.9%
	化学工業	2	1 50.0%	- -	- -	- -	1 50.0%	- -	- -	2 100%
	金属、同製品	63	3 4.8%	9 14.3%	16 25.4%	9 14.3%	24 38.1%	2 3.2%	7 11.1%	56 88.9%
	機械器具	49	3 6.1%	4 8.2%	9 18.4%	9 18.4%	15 30.6%	9 18.4%	2 4.1%	47 95.9%
	その他	17	- -	1 5.9%	7 41.2%	5 29.4%	4 23.5%	- -	1 5.9%	16 94.1%
	非 製 造 業	非 製 造 業 計	326	90 27.6%	85 26.1%	71 21.8%	35 10.7%	34 10.4%	11 3.4%	9 2.8%
情報通信業		0	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -
運輸業		40	- -	4 10.0%	6 15.0%	11 27.5%	12 30.0%	7 17.5%	- -	40 100.0%
建設業		134	30 22.4%	44 32.8%	37 27.6%	15 11.2%	7 5.2%	1 0.7%	6 4.5%	128 95.5%
総合工事業		34	5 14.7%	10 29.4%	10 29.4%	7 20.6%	2 5.9%	- -	5 14.7%	29 85.3%
職別工事業		40	5 12.5%	13 32.5%	12 30.0%	7 17.5%	3 7.5%	- -	- -	40 100%
設備工事業		60	20 33.3%	21 35.0%	15 25.0%	1 1.7%	2 3.3%	1 1.7%	1 1.7%	59 98.3%
卸・小売業		112	50 44.6%	25 22.3%	21 18.8%	6 5.4%	9 8.0%	1 0.9%	1 0.9%	111 99.1%
卸売業		34	10 29.4%	7 20.6%	9 26.5%	3 8.8%	4 11.8%	1 2.9%	- -	34 100.0%
小売業		78	40 51.3%	18 23.1%	12 15.4%	3 3.8%	5 6.4%	- -	1 1.3%	77 98.7%
サービス業		40	10 25.0%	12 30.0%	7 17.5%	3 7.5%	6 15.0%	2 5.0%	2 5.0%	38 95.0%
対事業所サービス業		21	5 23.8%	10 47.6%	1 4.8%	1 4.8%	3 14.3%	1 4.8%	1 4.8%	20 95.2%
対個人サービス業		19	5 26.3%	2 10.5%	6 31.6%	2 10.5%	3 15.8%	1 5.3%	1 5.3%	18 94.7%

(4) 従業員の雇用形態と増減【表②】

従業員の雇用状況を見ると、「正社員」の割合が前年度から 1.1 ポイント上昇し 72.9%(全国 74.9%)、「パートタイマー」は 1.5 ポイント低下し 16.3%(同 14.8%)であった。

業種別では、製造業の「正社員」は前年度から 2.4 ポイント低下し 70.3%(全国 75.1%)で、非製造業は 5.8 ポイント上昇し 76.5%(同 74.6%)であった。

【表②：業種・男女別雇用形態】

(上段：実数、下段：比率)

区 分		事業 所数	従業員数 (人)	男性 従業員 (人)	女性 従業員数 (人)	正社員	パート タイマー	派遣	嘱託・ 契約社員	その他
全 国		20,255	672,357	461,392 68.6%	210,965 31.4%	503,433 74.9%	99,446 14.8%	15,660 2.3%	37,922 5.6%	15,843 2.4%
R3 茨城県		639	15,792	11,214 71.0%	4,578 29.0%	11,510 72.9%	2,570 16.3%	445 2.8%	752 4.8%	515 3.3%
R2 茨城県		649	15,611	10,797 69.2%	4,814 30.8%	11,209 71.8%	2,784 17.8%	274 1.8%	687 4.4%	657 4.2%
製 造 業	製 造 業 計	313	9,162	6,470 70.6%	2,692 29.4%	6,441 70.3%	1,415 15.4%	403 4.4%	561 6.1%	342 3.7%
	食料品	62	1,647	706 42.9%	941 57.1%	742 45.1%	657 39.9%	33 2.0%	51 3.1%	164 10.0%
	繊維工業	18	77	18 23.4%	59 76.6%	34 44.2%	41 53.2%	-	-	2 2.6%
	木材・木製品	17	226	188 83.2%	38 16.8%	215 95.1%	11 4.9%	-	-	-
	印刷・同関連	15	285	200 70.2%	85 29.8%	254 89.1%	20 7.0%	1 0.4%	9 3.2%	1 0.4%
	窯業・土石	70	1,722	1,485 86.2%	237 13.8%	1,432 83.2%	67 3.9%	52 3.0%	122 7.1%	49 2.8%
	化学工業	2	52	36 69.2%	16 30.8%	20 38.5%	22 42.3%	-	10 19.2%	-
	金属、同製品	63	2,100	1,668 79.4%	432 20.6%	1,576 75.0%	206 9.8%	155 7.4%	143 6.8%	20 1.0%
	機械器具	49	2,580	1,858 72.0%	722 28.0%	1,869 72.4%	284 11.0%	120 4.7%	202 7.8%	105 4.1%
	その他	17	473	311 65.8%	162 34.2%	299 63.2%	107 22.6%	42 8.9%	24 5.1%	1 0.2%
	非 製 造 業	非 製 造 業 計	326	6,630	4,744 71.6%	1,886 28.4%	5,069 76.5%	1,155 17.4%	42 0.6%	191 2.9%
情報通信業		-	-	-	-	-	-	-	-	-
運輸業		40	2,033	1,679 82.6%	354 17.4%	1,727 84.9%	234 11.5%	5 0.2%	52 2.6%	15 0.7%
建設業		134	1,767	1,447 81.9%	320 18.1%	1,624 91.9%	77 4.4%	2 0.1%	46 2.6%	18 1.0%
総合工事業		34	497	409 82.3%	88 17.7%	473 95.2%	11 2.2%	-	1 0.2%	12 2.4%
職別工事業		40	585	493 84.3%	92 15.7%	540 92.3%	41 7.0%	-	2 0.3%	2 0.3%
設備工事業		60	685	545 79.6%	140 20.4%	611 89.2%	25 3.6%	2 0.3%	43 6.3%	4 0.6%
卸・小売業		112	1,671	1,047 62.7%	624 37.3%	1,015 60.7%	529 31.7%	14 0.8%	70 4.2%	43 2.6%
卸売業		34	731	506 69.2%	225 30.8%	533 72.9%	129 17.6%	13 1.8%	50 6.8%	6 0.8%
小売業		78	940	541 57.6%	399 42.4%	482 51.3%	400 42.6%	1 0.1%	20 2.1%	37 3.9%
サービス業		40	1,159	571 49.3%	588 50.7%	703 60.7%	315 27.2%	21 1.8%	23 2.0%	97 8.4%
対事業所サービス業		21	478	253 52.9%	225 47.1%	313 65.5%	112 23.4%	20 4.2%	8 1.7%	25 5.2%
対個人サービス業		19	681	318 46.7%	363 53.3%	390 57.3%	203 29.8%	1 0.1%	15 2.2%	72 10.6%

### 3. 経営に関する事項

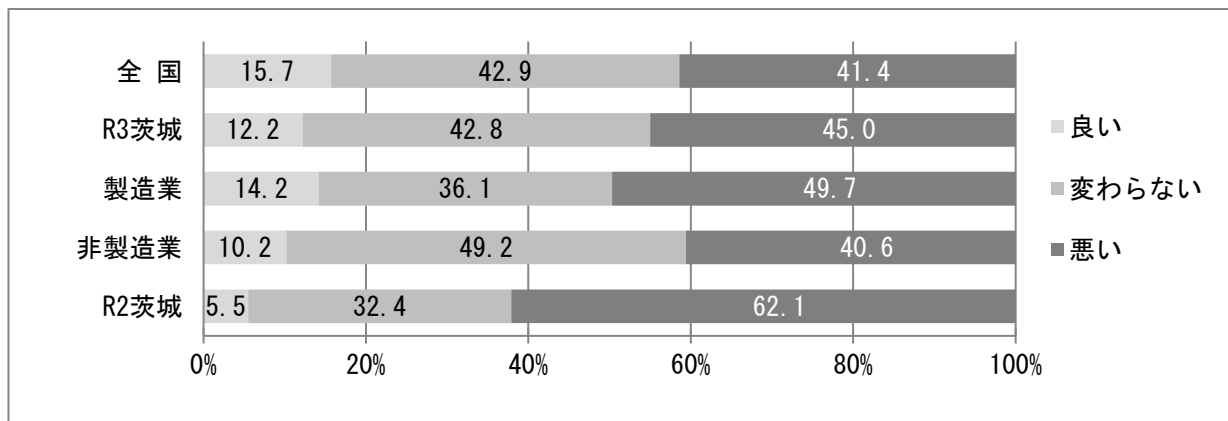
#### (1) 経営状況【図①】【表③】

1年前と比べた現在の経営状況は、「良い」が前年度から6.7ポイント上昇し12.2%（全国15.7%）、「変わらない」が前年度から10.4ポイント上昇し42.8%（同42.9%）、「悪い」が前年度から17.1ポイント低下し45.0%（同41.4%）であった。

業種別にみると、製造業で「良い」とした事業所は前年度から11.4ポイント上昇し14.2%（全国18.8%）、「悪い」は22.9ポイント低下し49.7%（同44.0%）、非製造業では「良い」が2.0ポイント上昇し10.2%（同13.0%）、「悪い」が10.8ポイント低下し40.6%（同39.2%）であった。

【図①：経営状況】

(%)

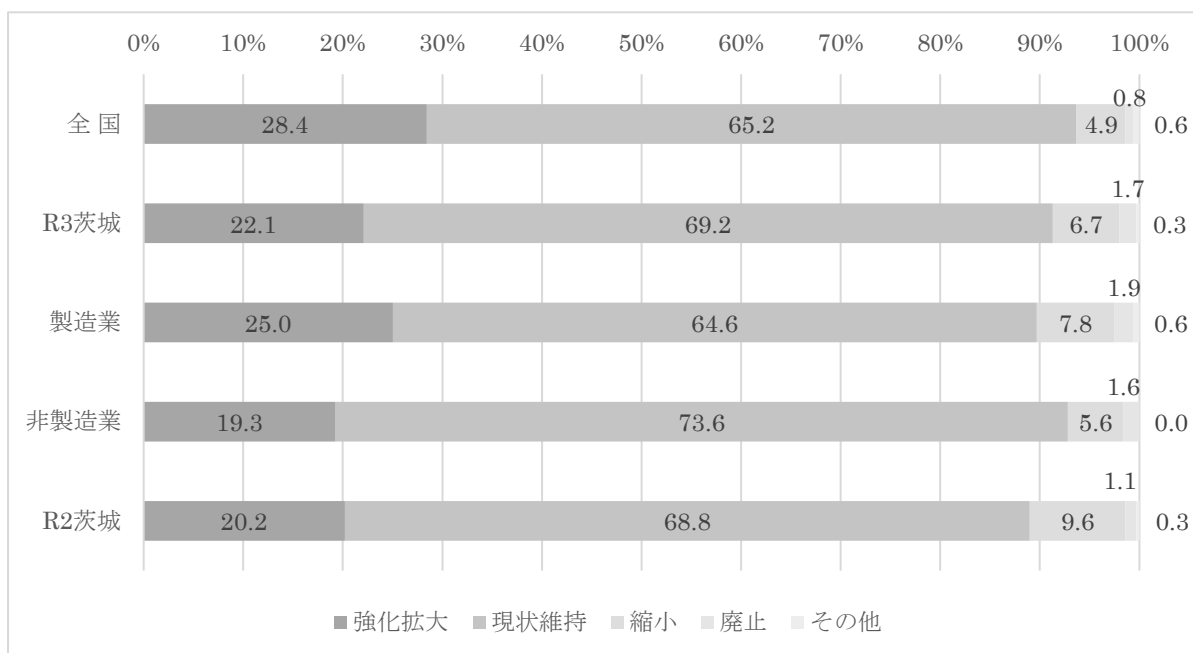


#### (2) 主要事業の今後の経営方針【図②】【表③】

主要事業の今後の経営方針については、「現状維持」とした事業所が前年度から0.4ポイント上昇し最も多く69.2%（全国65.2%）、次いで「強化拡大」は前年度から1.9ポイント上昇し22.1%（同28.4%）、「縮小」が前年度から2.9ポイント低下し6.7%（同4.9%）、「廃止」が前年度より0.6ポイント上昇し1.7%（同0.8%）であった。

【図②：主要事業の今後の経営方針】

(%)



【表③：経営状況・今後の経営方針(業種別)】

区 分	事業者数	経営状況 (%)			主要事業の今後の方針 (%)					
		良い	変わらない	悪い	強化拡大	現状維持	縮小	廃止	その他	
全 国	20,102	15.7	42.9	41.4	28.4	65.2	4.9	0.8	0.6	
R3 茨城県	633	12.2	42.8	45.0	22.1	69.2	6.7	1.7	0.3	
R2 茨城県	642	5.5	32.4	62.1	20.2	68.8	9.6	1.1	0.3	
製 造 業	製 造 業 計	310	14.2	36.1	49.7	25.0	64.6	7.8	1.9	0.6
	食料品	61	11.5	29.5	59.0	24.6	62.3	6.6	6.6	-
	繊維工業	18	-	11.1	88.9	-	38.9	55.6	5.6	-
	木材・木製品	17	29.4	47.1	23.5	12.5	87.5	-	-	-
	印刷・同関連	15	-	40.0	60.0	26.7	73.3	-	-	-
	窯業・土石	69	7.2	39.1	53.6	10.4	79.1	10.4	-	-
	化学工業	2	-	50.0	50.0	50.0	50.0	-	-	-
	金属、同製品	63	25.4	36.5	38.1	46.0	50.8	1.6	-	1.6
	機械器具	49	18.4	46.9	34.7	28.6	67.3	2.0	-	2.0
	その他	16	12.5	25.0	62.5	29.4	58.8	5.9	5.9	-
非 製 造 業	非 製 造 業 計	323	10.2	49.2	40.6	19.3	73.6	5.6	1.6	-
	情報通信業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	運輸業	39	10.3	35.9	53.8	23.1	71.8	2.6	2.6	-
	建設業	134	11.2	61.2	27.6	14.9	79.9	3.0	2.2	-
	卸売業	33	12.1	42.4	45.5	30.3	63.6	3.0	3.0	-
	小売業	77	10.4	32.5	57.1	14.5	72.4	13.2	-	-
	サービス業	40	5.0	60.0	35.0	30.0	65.0	5.0	-	-

(3) 経営上の障害 【図③】 【表④】

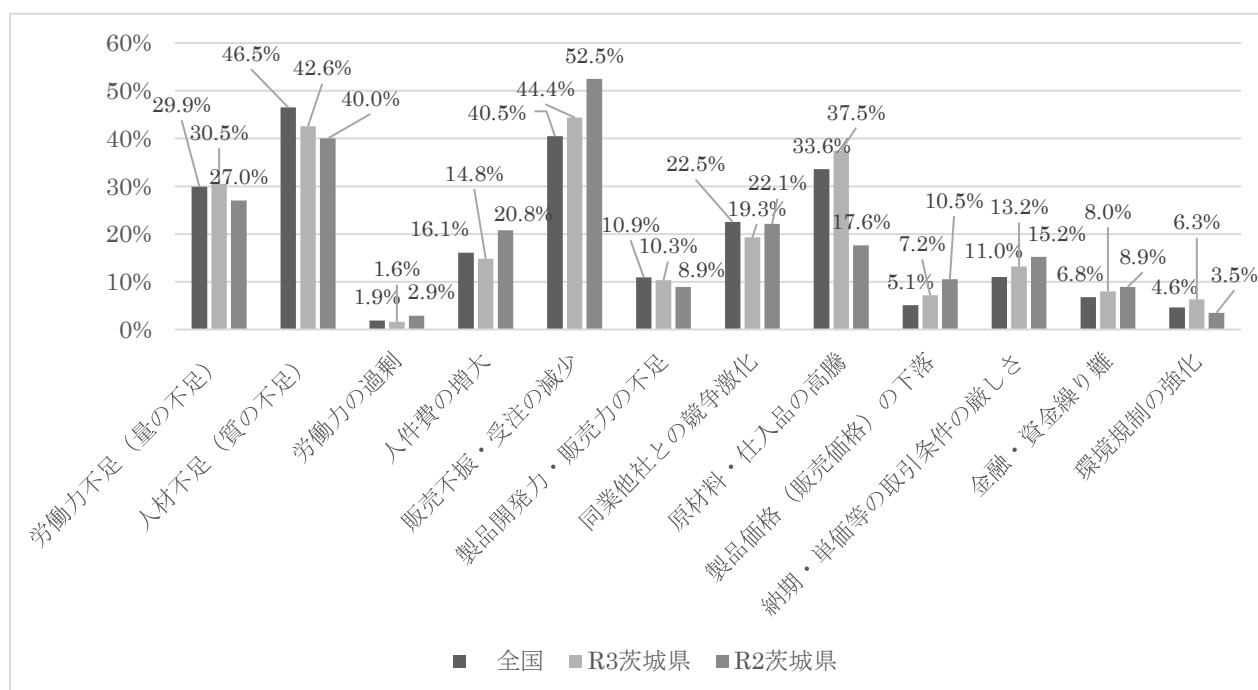
経営上の障害は「販売不振・受注の減少」が最も多く、44.4%(前年度 52.5%)、次いで「人材不足(質の不足)」が 42.6%(同 40.0%)、「原材料・仕入品の高騰」の 37.5%(同 17.6%)であった。

業種別にみると、製造業では「販売不振・受注の減少」49.3%、「原材料・仕入品の高騰」47.1%、「人材不足(質の不足)」42.2%の順で、非製造業では「人材不足(質の不足)」43.0%、「販売不振・受注の減少」39.6%、「労働力不足(量の不足)」38.6%の順であった。

前年度は、「販売不振・受注の減少」が最も多く、次いで「人材不足(質の不足)」、「労働力不足(量の不足)」の順であった。「原材料・仕入品の高騰」の割合が前年度と比べると2倍以上(前年度 17.6%今年度 37.5%)であった。

【図③：経営上の障害(3項目以内複数回答)】

(%)



【表④：経営状況の障害】

(%)

区分	労働力不足(量の不足)	人材不足(質の不足)	労働力の過剰	人件費の増大	販売不振・受注の減少	製品開発力・販売力の不足	同業他社との競争激化	原材料・仕入品の高騰	製品価格(販売価格)の下落	納期・単価等の取引条件の厳しさ	金融・資金繰り難	環境規制の強化
全国	29.9	46.5	1.9	16.1	40.5	10.9	22.5	33.6	5.1	11.0	6.8	4.6
R3 茨城県	30.5	42.6	1.6	14.8	44.4	10.3	19.3	37.5	7.2	13.2	8.0	6.3
製造業	22.2	42.2	1.3	12.1	49.3	16.0	10.1	47.1	10.8	16.7	7.8	6.2
非製造業	38.6	43.0	1.9	17.4	39.6	4.7	28.2	28.2	3.8	9.8	8.2	6.3
R2 茨城県	27.0	40.0	2.9	20.8	52.5	8.9	22.1	17.6	10.5	15.2	8.9	3.5

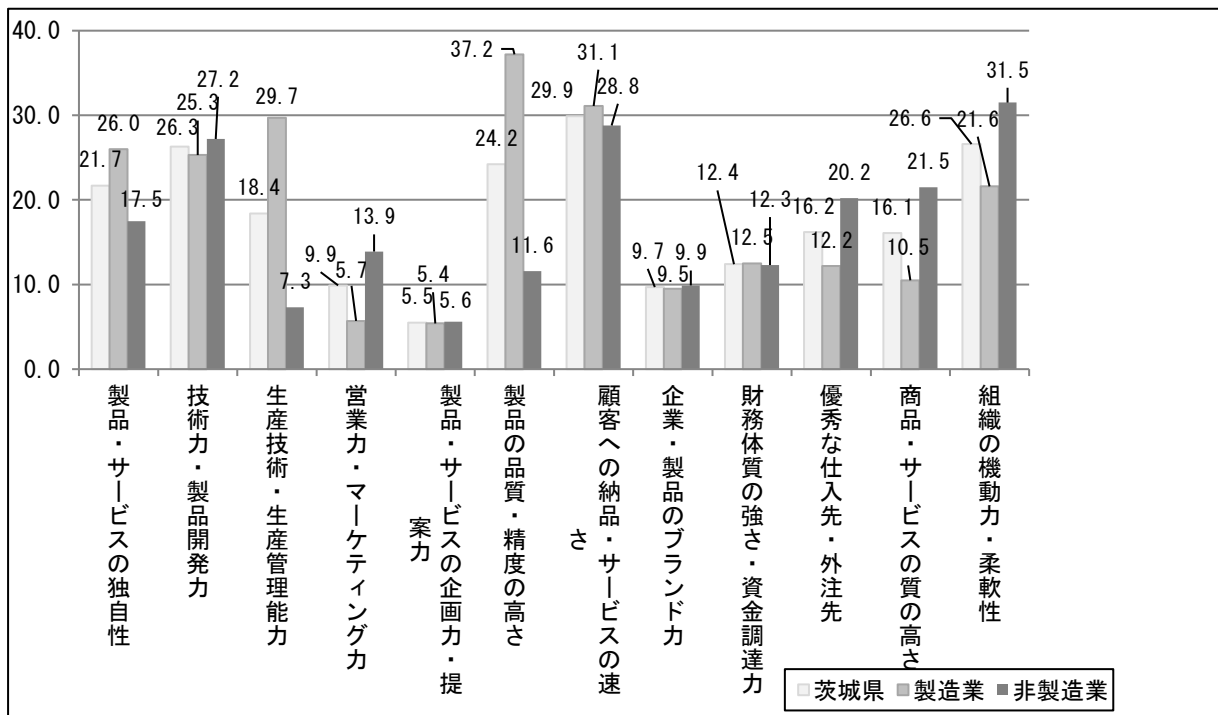
## (4) 経営上の強み【図④】

経営上の強みは、「顧客への納品・サービスの速さ」が29.9%(前年度28.9%)と最も多く、次いで「組織の機動力・柔軟性」26.6%(同25.6%)、「技術力・製品開発力」が26.3%(同23.1%)となった。

業種別にみると、製造業では「製品の品質・精度の高さ」37.2%、「顧客への納品・サービスの速さ」31.1%、「生産技術・生産管理能力」29.7%の順で、非製造業では「組織の機動力・柔軟性」31.5%、「顧客への納品・サービスの速さ」28.8%、「技術力・製品開発力」27.2%の順であった。

【図④：経営上の強み】(3項目以内複数回答)

(%)

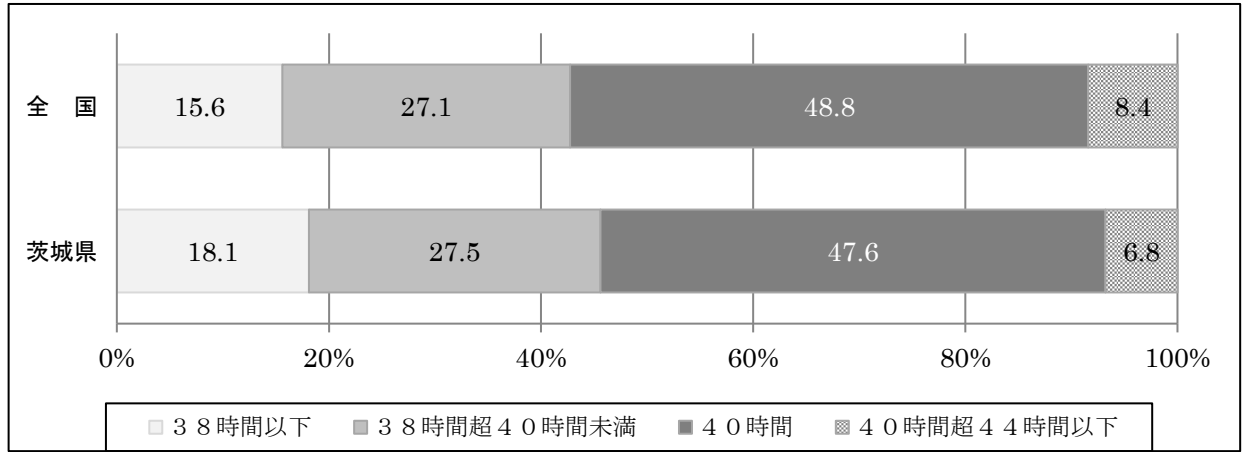


## 4. 従業員(パートタイマーなど短時間労働者を除く)の労働時間に関する事項

## (1) 週所定労働時間【図⑤】

従業員1人あたりの週所定労働時間は、「40時間」が最も多く47.6%(全国48.8%)、次いで「38時間超40時間未満」が27.5%(全国27.1%)、「38時間以下」が18.1%(全国15.6%)、「40時間超44時間以下」が6.8%(全国8.4%)であった。

【図⑤：週所定労働時間】



(2) 1ヶ月の平均残業時間【表⑤】

従業員 1 人あたりの月平均残業時間は前年度から 0.4 時間減少し 10.4 時間（全国 9.9 時間）であった。

規模別でみると、「1～9 人」が 5.9 時間、「10～29 人」で 12.4 時間、「30～99 人」で 16.6 時間、「100～300 人」では 19.5 時間と規模が大きくなるほど増加する傾向にある。

業種別にみると、「製造業」は前年度に比べて 0.3 時間増加し 9.7 時間、「非製造業」は 1.2 時間減少し 11.1 時間であった。

また、製造業では「機械器具」が 14.1 時間と最も多く、次いで「その他」が 13.8 時間、「金属、同製品」が 13.5 時間の順。非製造業では「運輸業」が 30.6 時間と最も多く、次いで「建設業」が 9.7 時間、「サービス業」が 8.7 時間であった。

【表⑤：月平均残業時間】

区分	残業時間
全国	9.9 時間
R3 茨城県	10.4 時間
R2 茨城県	10.8 時間
1～9 人	5.9 時間
10～29 人	12.4 時間
30～99 人	16.6 時間
100～300 人	19.5 時間
製造業計	9.7 時間
食料品	7.5 時間
繊維工業	0 時間
木材・木製品	2.8 時間
印刷・同関連	9.2 時間
窯業・土石	8.1 時間
化学工業	1.5 時間
金属、同製品	13.5 時間
機械器具	14.1 時間
その他	13.8 時間
非製造業計	11.1 時間
情報通信業	-
運輸業	30.6 時間
建設業	9.7 時間
卸売業	7.7 時間
小売業	5.7 時間
サービス業	8.7 時間

④ 「法定労働時間」「所定労働時間」「36協定」について

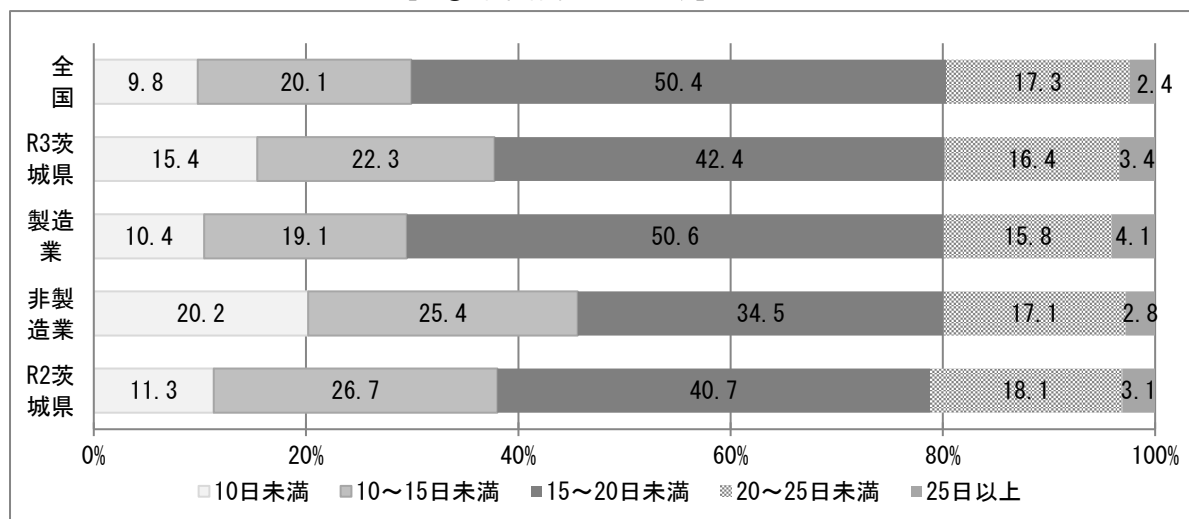
法定労働時間	労働基準法で定められている労働時間。1日8時間、1週40時間が限度。 (ただし、商業、映画・演劇業、保健衛生業、接客娯楽業であって常時使用する労働者が10人未満の事業場は1週44時間が限度です)。
所定労働時間	企業が就業規則等で定めた労働時間。労働基準法で定められた法定労働時間の範囲内で自由に決定することができます。
36協定	法定労働時間を超えて労働者に時間外労働(残業)させる場合には、労使協定の締結、所轄労働基準監督署長への届出が必要です。 ※36協定で定める時間外労働時間に罰則付きの上限あり。 (中小企業への適用は令和2年4月から) ◆時間外労働の上限は、原則月45時間・年360時間 ◆臨時的な特別の事情があつて労使が合意する場合でも、年720時間以内、単月100時間未満、2～6か月平均80時間以内を限度。 また、原則である月45時間を超えることが出来るのは年間6か月まで。

### (3) 従業員 1 人あたりの年次有給休暇の付与日数【図⑥】

従業員 1 人あたりの年次有給休暇の付与日数は、「15～20 日未満」が 42.4% (全国 50.4%) と最も多く、次いで「10～15 日未満」が 22.3% (同 20.1%)、「20～25 日未満」が 16.4% (同 17.3%)、「10 日未満」が 15.4% (同 9.8%)、「25 日以上」が 3.4% (同 2.4%) であった。

業種別にみると、製造業・非製造業ともに「15～20 日未満」が最も多く、製造業 50.6%、非製造業 34.5% であった。

【図⑥: 有給休暇の付与日数】



#### 年次有給休暇の付与日数について

年次有給休暇とは、一定期間勤務した労働者に対して、心身の疲労を回復させ、労働力の維持培養を図るとともに、ゆとりある生活を保障するために付与される休暇のことで、「有給」で休むことができ、取得しても賃金が減額されない休暇のことです。

業種、業態にかかわらず、また、正社員、パートタイム労働者などの区分なく、以下の2点を満たした全ての労働者に対して、年次有給休暇を与えることとなっています。

(労働基準法第39条)

- ①半年間継続して雇われている
- ②全労働日の8割以上を出勤している

→この2点を満たしていれば、年次有給休暇を取得することができます。

#### ●通常の労働者の年次有給休暇の付与日数

勤続年数	6ヵ月	1年6ヵ月	2年6ヵ月	3年6ヵ月	4年6ヵ月	5年6ヵ月	6年6ヵ月以上
付与日数(日)	10	11	12	14	16	18	20

#### ●週所定労働日数が4日以下かつ週所定労働時間が30時間未満の労働者の

年次有給休暇の付与日数

付与日数(日)	週所定労働日数	1年間の所定労働日数 ※	勤続年数						
			6ヵ月	1年6ヵ月	2年6ヵ月	3年6ヵ月	4年6ヵ月	5年6ヵ月	6年6ヵ月以上
付与日数(日)	4日	169～216日	7	8	9	10	12	13	15
	3日	121～168日	5	6	6	8	9	10	11
	2日	73～120日	3	4	4	5	6	6	7
	1日	48～72日	1	2	2	2	3	3	3

※週以外の期間によって労働日数が定められている場合



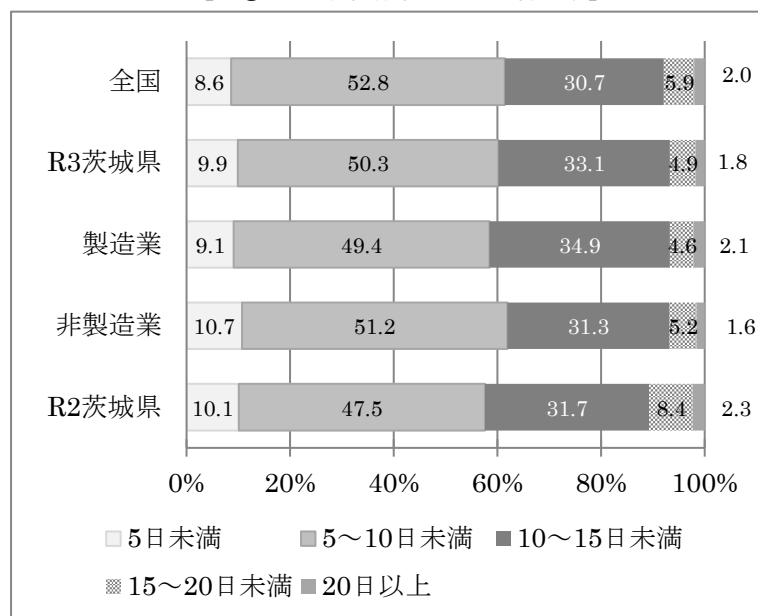
#### (4) 従業員 1 人あたりの年次有給休暇の平均付与日数・取得日数・取得率【表⑥】【図⑦】

従業員 1 人あたりの年次有給休暇の平均付与日数は、前年度から 0.3 日低下し 14.8 日(全国 15.5 日、製造業 15.7 日、非製造業 13.9 日)で、平均取得日数は 0.5 日低下し 8.1 日(全国 8.4 日、製造業 8.4 日、非製造業 7.8 日)であった。平均付与日数に対する取得率は 0.1 ポイント低下し 60.5%(全国 57.6%、製造業 58.6%、非製造業 62.4%)で、全国平均を 2.9 ポイント上回った。

【表⑥: 年次有給休暇の平均付与日数・取得日数・取得率】

区分	平均			
	付与日数	取得日数	取得率(%)	
全国	15.5	8.4	57.6	
R3 茨城県	14.8	8.1	60.5	
R2 茨城県	15.1	8.6	60.6	
製造業	製造業計	15.7	8.4	58.6
	食料品	12.8	7.5	65.2
	繊維工業	10.0	5.0	50.0
	木材・木製品	15.4	6.7	51.3
	印刷・同関連	17.1	8.0	47.9
	窯業・土石	16.9	9.3	60.7
	化学工業	20.0	7.0	35.0
	金属、同製品	15.5	8.2	58.2
	機械器具	16.5	9.8	61.1
	その他	17.0	6.8	45.9
非製造業	非製造業計	13.9	7.8	62.4
	情報通信業	-	-	-
	運輸業	14.8	8.3	59.9
	建設業	13.6	7.8	64.3
	卸売業	15.0	7.3	54.1
	小売業	13.7	8.2	69.6
	サービス業	13.3	7.0	54.2

【図⑦: 年次有給休暇の平均取得日数】



#### 📌 年次有給休暇の時季指定義務について

労働基準法が改正され平成 31 年 4 月から、すべての企業において、年 10 日以上の子年次有給休暇が付与される労働者に対して、年次有給休暇の日数のうち年 5 日については、使用者が時季を指定して取得させることが必要となりました。

◆年次有給休暇を 5 日以上取得済みの労働者に対しては、使用者による時季指定は不要です。

## 5. 新規学卒者の採用について

### (1) 新規学卒者(令和3年3月卒)の採用充足状況【表⑦】

新規学卒者(令和3年3月卒)の採用または採用計画の有無は、「あった」とした事業所は前年度から 1.4 ポイント低下し 11.5%(全国 19.3%)。採用計画人数に対する実際の採用人数の充足率は、「高校卒」が前年度から 5.8 ポイント上昇し 79.2%(同 76.2%)、「専門学校卒」が 8.8 ポイント低下し 78.3%(同 87.1%)、「短大卒(含高専)」が 50.0 ポイント上昇し 100.0%(同 90.9%)「大学卒」が 9.3 ポイント低下し 74.0%(同 83.0%)であった。

平均採用人数は、「高校卒」が前年度より 0.3 人増加し 2.1 人(全国 1.8 人)、「専門学校卒」が 0.8 人減少し 1.1 人(同 1.5 人)、「短大卒(含高専)」が変化なしの 1.0 人(同 1.3 人)、「大学卒」が 0.2 人増加し 1.9 人(同 2.1 人)であった。

【表⑦:新規学卒者の採用充足状況】

区 分	合 計					技 術 系					事 務 系					
	事業 所数	採用 計画 人数 (人)	採用 実績 人数 (人)	充足 率 (%)	平均 採用 人数 (人)	事業 所数	採用 計画 人数 (人)	採用 実績 人数 (人)	充足 率 (%)	平均 採用 人数 (人)	事業 所数	採用 計画 人数 (人)	採用 実績 人数 (人)	充足 率 (%)	平均 採用 人数 (人)	
高校卒	全 国	1,936	4,790	3,649	76.2	1.8	1,661	4,081	3,027	74.2	1.8	398	709	622	87.7	1.5
	R3 卒茨城県	26	72	57	79.2	2.1	21	56	43	76.8	2.0	9	16	14	87.5	1.5
	製 造 業	15	48	40	83.3	2.6	14	44	36	81.8	2.5	3	4	4	100.0	1.3
	非 製 造 業	11	24	17	70.8	1.5	7	12	7	58.3	1.0	6	12	10	83.3	1.6
	R2 卒茨城県	37	94	69	73.4	1.8	27	63	40	63.5	1.4	14	31	29	93.5	2.0
専門学校卒	全 国	623	1,104	962	87.1	1.5	507	923	793	85.9	1.5	132	181	169	93.4	1.2
	R3 卒茨城県	16	23	18	78.3	1.1	13	20	15	75.0	1.1	3	3	3	100.0	1.0
	製 造 業	5	5	5	100.0	1.0	5	5	5	100.0	1.0	-	-	-	-	-
	非 製 造 業	11	18	13	72.2	1.1	8	15	10	66.7	1.2	3	3	3	100.0	1.0
	R2 卒茨城県	14	31	27	87.1	1.9	13	21	20	95.2	1.5	3	10	7	70.0	2.3
短大卒(含高専)	全 国	252	364	331	90.9	1.3	169	244	218	89.3	1.2	89	120	113	94.2	1.2
	R3 卒茨城県	3	3	3	100.0	1.0	1	1	1	100.0	1.0	2	2	2	100.0	1.0
	製 造 業	3	3	3	100.0	1.0	1	1	1	100.0	1.0	2	2	2	100.0	1.0
	非 製 造 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	R2 卒茨城県	1	2	1	50.0	1.0	-	-	-	-	-	1	2	1	50.0	1.0
大学卒	全 国	1,192	3,095	2,570	83.0	2.1	774	1,858	1,498	80.6	1.9	557	1,237	1,072	86.7	1.9
	R3 卒茨城県	19	50	37	74.0	1.9	13	27	23	85.2	1.7	8	23	14	60.9	1.7
	製 造 業	9	24	18	75.0	2.0	8	18	14	77.8	1.7	2	6	4	66.7	2.0
	非 製 造 業	10	26	19	73.1	1.9	5	9	9	100.0	1.8	6	17	10	58.8	1.6
	R2 卒茨城県	14	30	25	83.3	1.7	5	8	6	75.0	1.2	9	22	19	86.4	2.1

## (2) 新規学卒者の初任給【表⑧】

令和3年度の新規学卒者の1人当たりの平均初任給については、下表のとおり。

「高校卒・技術系」が171,237円、「同・事務系」が175,040円、「専門学校卒・技術系」が181,528円、「同・事務系」が197,000円、「短大卒(含高専)・技術系」が182,000円、「同・事務系」が163,000円、「大学卒・技術系」が209,206円、「同・事務系」が199,880円であった。

【技術系】

【表⑧:令和3年度新規学卒者の初任給】

(円)

区 分	高校卒		専門学校卒		短大卒(含高専)		大学卒	
	初任給	前年比	初任給	前年比	初任給	前年比	初任給	前年比
全 国	169,790	2,620	182,637	2,164	182,395	1,229	202,105	-207
茨 城 県	171,237	7,429	181,528	-1,826	182,000	-	209,206	6,066
製 造 業	169,644	7,778	167,400	-9,629	182,000	-	217,225	7,892
非 製 造 業	174,423	5,066	190,358	-375	-	-	196,376	2,526

区 分	高校卒		専門学校卒		短大卒(含高専)		大学卒	
	初任給	前年比	初任給	前年比	初任給	前年比	初任給	前年比
全 国	163,053	-576	177,586	3,010	178,456	1,479	199,106	1,656
茨 城 県	175,040	14,668	197,000	15,633	163,000	-9,000	199,880	2,296
製 造 業	167,727	18,285	-	-	163,000	-	201,200	10,817
非 製 造 業	178,697	15,344	197,000	15,633	-	-	199,440	-1,744

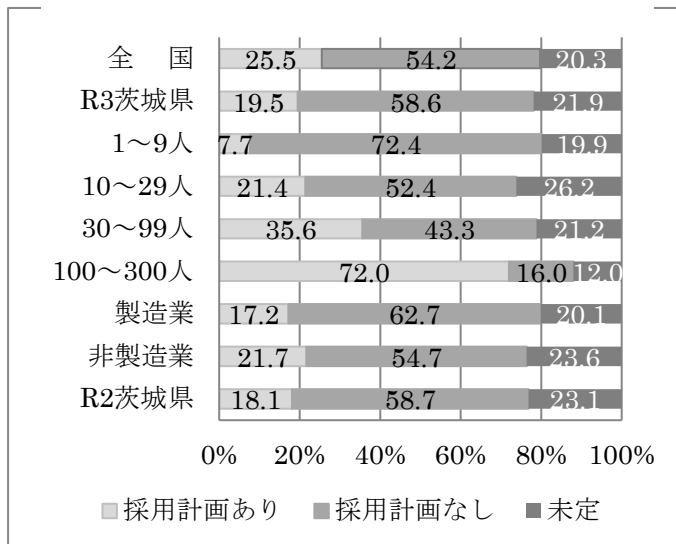
### (3) 新規学卒者(令和4年3月卒)の採用計画【図⑧】【表⑨】

令和4年3月の新規学卒者の採用計画は、調査時点(令和3年7月1日)で「ある」が前年度から1.4ポイント上昇し19.5%(全国25.5%)、「ない」が前年度から0.1ポイント低下し58.6%(同54.2%)、「未定」が1.2ポイント低下し21.9%(同20.3%)であった。

採用計画が「ある」と回答した事業所は、全国平均から6.0ポイント低く、「ない」とした事業所は4.4ポイント高くなっている。また、採用計画が「ある」とした事業所を規模別でみると、「100～300人」が72.0%で最も高く、「30～99人」が35.6%、「10～29人」が21.4%、「1～9人」が7.7%であった。

また、採用予定人数では、「高校卒」が1社平均2.4人(製造業2.6人、非製造業2.1人、全国2.4人)、「専門学校卒」が1.4人(製造業1.4人、非製造業1.3人、全国1.6人)、「短大卒(含高専)」が1.1人(製造業1.0人、非製造業1.1人、全国1.5人)、「大学卒」が2.1人(製造業2.6人、非製造業1.8人、全国2.2人)であった。

【図⑧: 令和4年度新規学卒者の採用計画の有無】



【表⑨: 令和4年度新規学卒者の採用予定人数】

区 分	平均採用予定人数 下段( )は事業所数			
	高校卒	専門 学校卒	短大卒 (含高専)	大学卒
全 国	2.4人 (3,983)	1.6人 (1,228)	1.5人 (700)	2.2人 (2,228)
R3 茨城県	2.4人 (95)	1.4人 (43)	1.1人 (9)	2.1人 (36)
製造業	2.6人 (47)	1.4人 (10)	1.0人 (1)	2.6人 (16)
非製造業	2.1人 (48)	1.3人 (33)	1.1人 (8)	1.8人 (20)
R2 茨城県	2.3人 (94)	1.3人 (39)	1.1人 (9)	1.8人 (33)

## 6. 賃金改定について

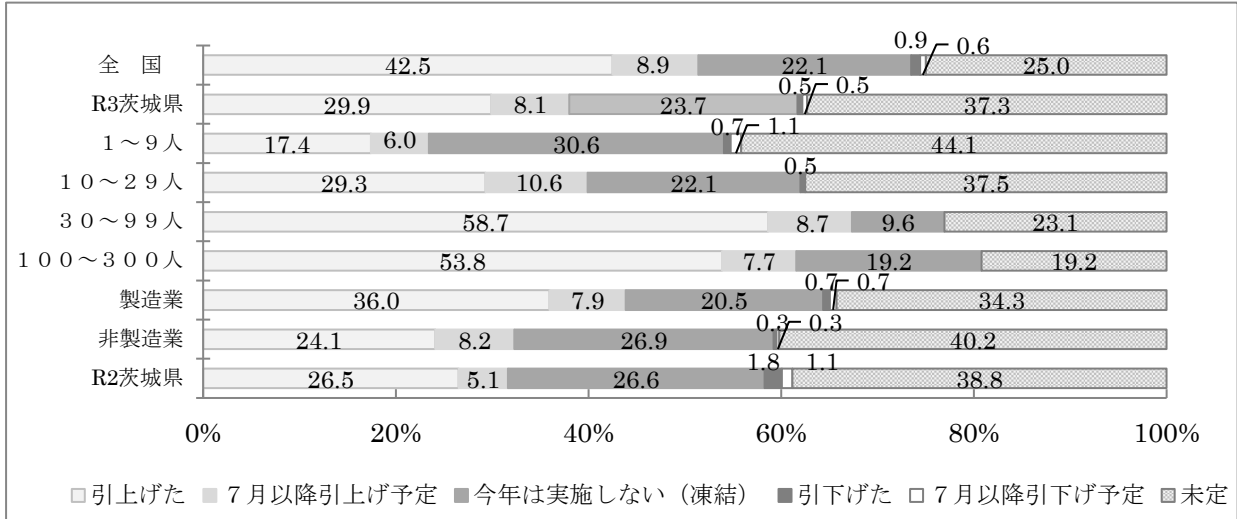
### (1) 賃金改定の実施状況【図⑨】

賃金改定の実施状況は、調査時点(令和3年7月1日)までに「賃金を引き上げた」は前年度から3.4ポイント上昇し29.9%(全国42.5%)、「7月以降引き上げる予定」が前年度から3.0ポイント上昇し8.1%(同8.9%)であった。

規模別では、「賃金を引き上げた」「7月以降引き上げる予定」の合計が「30～99人」で最も高く67.4%(全国68.8%)、「100～300人」で61.5%(同79.1%)、「10～29人」で39.9%(同53.5%)、「1～9人」で23.4%(同31.5%)であった。

また、調査時点までに「引き下げた」とした事業所が0.5%(全国0.9%)、「7月以降引き下げる予定」が0.5%(同0.6%)で、「未定」が37.3%(同25.0%)となっている。

【図⑨：賃金改定の実施状況】



茨城県の最低賃金について

最低賃金には、「地域別最低賃金」と「特定(産業別)最低賃金」の2種類があります。「地域別最低賃金」は、常用・臨時・パートなど雇用形態や呼称の如何を問わず、県内の事業場で働く全ての労働者に適用されます。事業場の産業が「特定(産業別)最低賃金」の対象である場合は、「特定(産業別)最低賃金額」が適用されます。

- ◆茨城県の最低賃金：時間額 879 円(28 円引上げ)  
効力発生年月日：令和3年10月1日

◆茨城県の特定(産業別)最低賃金

業種	時間額(引上額)	発効年月日
鉄鋼業	975 円(30 円)	R3.12.31
はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	935 円(28 円)	〃
計量器・測定器・分析機器・試験機・理化学機械器具、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路・電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品製造業	932 円(28 円)	〃
各種商品小売業	881 円(7 円)	〃

(2) 平均昇給額・昇給率(加重平均)【表⑩】

令和3年1月1日から調査時点(令和3年7月1日)までに賃金改定を実施した208事業所(対象者5,247人)の改定後の平均所定内賃金は、253,000円(前年度253,340円)で、昇給額4,662円(同4,030円)、昇給率1.8%(同1.6%)であった。

【表⑩：改定後の平均賃金(引き上げ・引下げ相殺)】 ※加重平均

区分	事業所数	対象者数	改定前賃金	改定後賃金	昇給額	昇給率
全国	9,611	264,748人	252,653円	257,568円	4,915円	1.9%
R3茨城県	208	5,247人	248,338円	253,000円	4,662円	1.8%
製造業	120	3,444人	243,458円	247,953円	4,495円	1.8%
非製造業	88	1,803人	257,659円	262,641円	4,982円	1.9%
R2茨城県	205	4,566人	249,310円	253,340円	4,030円	1.6%

※ 昇給額加重平均 =  $\frac{(\text{各事業所の昇給額} \times \text{対象人数}) \text{の総和}}{\text{常用労働者の総和}}$

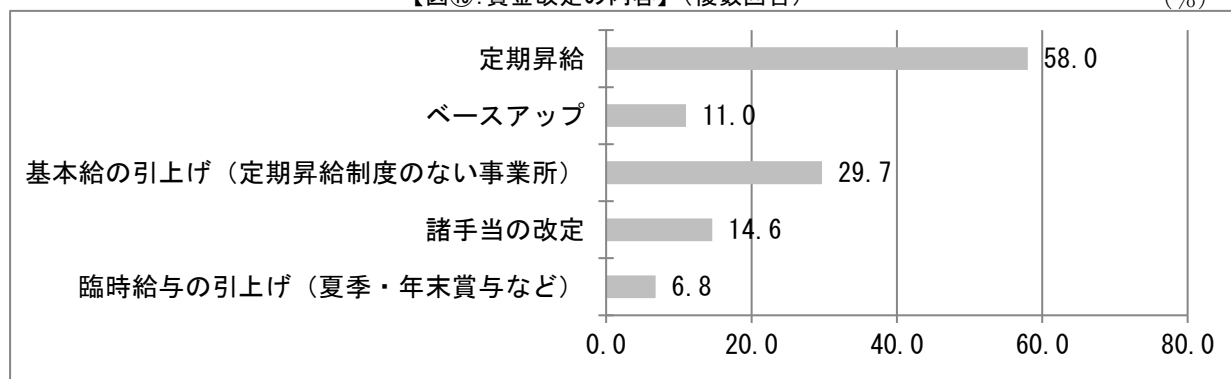
### (3) 賃金改定の内容と決定要素【図⑩、⑪】

賃金改定(引上げ・7月以降引上げ予定)の内容は、「定期昇給」が58.0%と最も多く、次いで「基本給の引上げ(定期昇給制度のない事業所)」が29.7%、「諸手当の改定」が14.6%であった。

賃金改定の決定要素としては、「労働力の確保・定着」が65.5%と最も多く、次いで「企業の業績」55.6%、「労使関係の安定」23.3%の順であった。

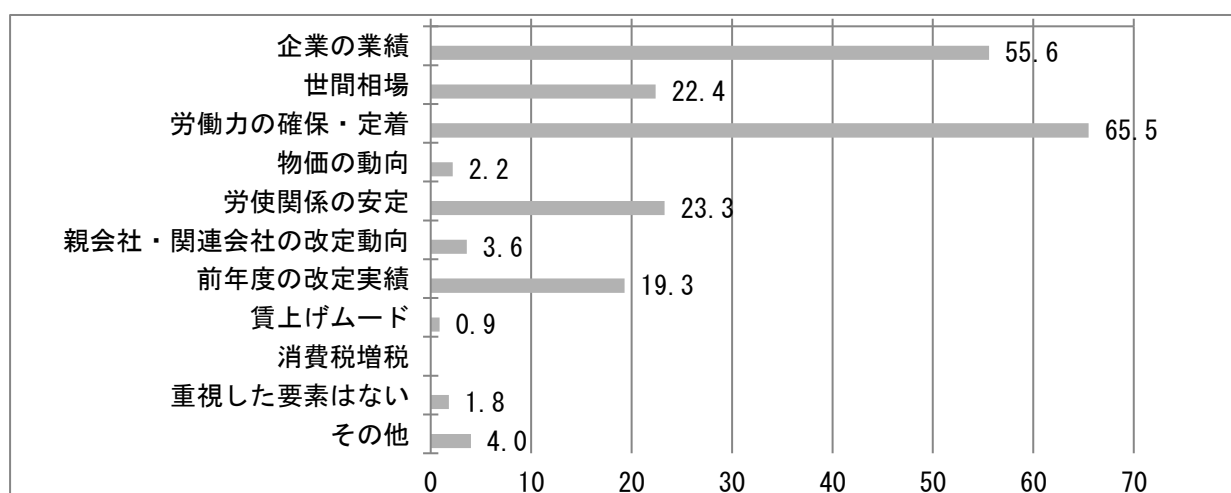
【図⑩:賃金改定の内容】(複数回答)

(%)



【図⑪:賃金改定の決定要素】(複数回答)

(%)

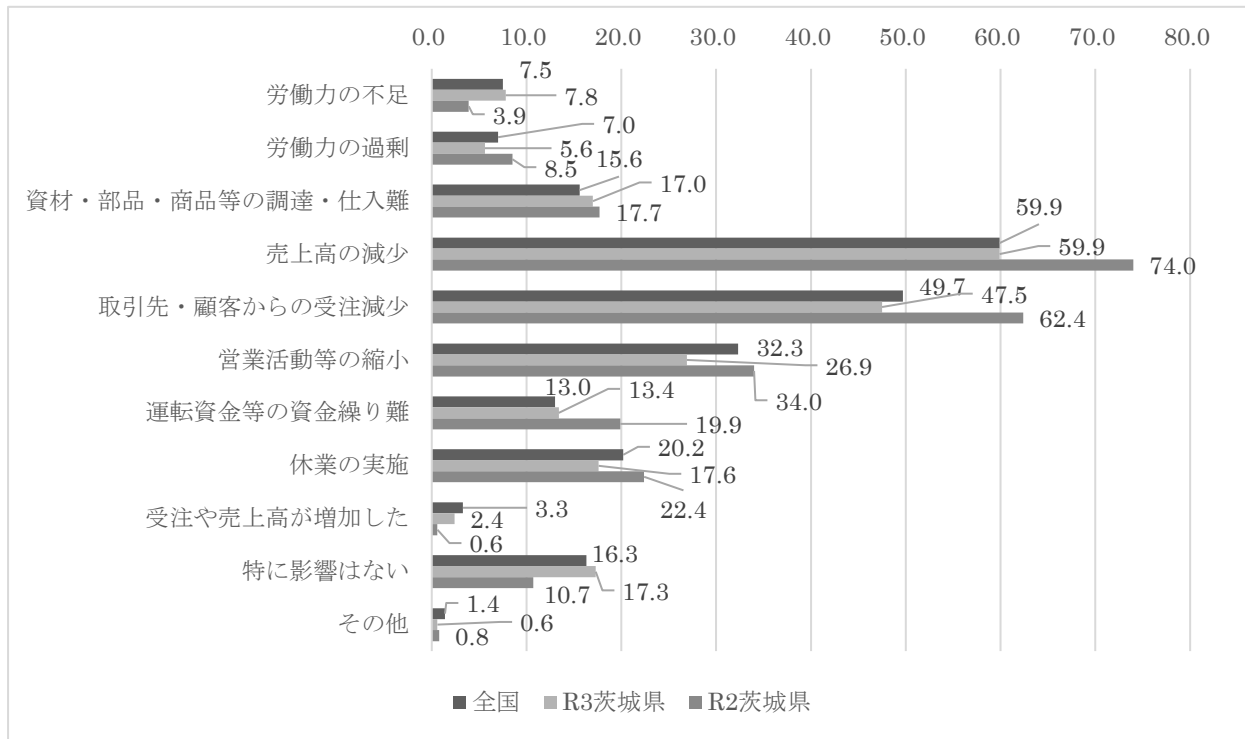


## 7. 新型コロナウイルスの影響について

### (1) 新型コロナウイルスによる経営への影響【図⑫】

新型コロナウイルスによる経営への影響は、「売上高の減少」が59.9%(前年度74.0%)が最も多く、「取引先・顧客からの受注減少」47.5%(同62.4%)、「営業活動等の縮小」26.9%(同34.0%)の順であった。

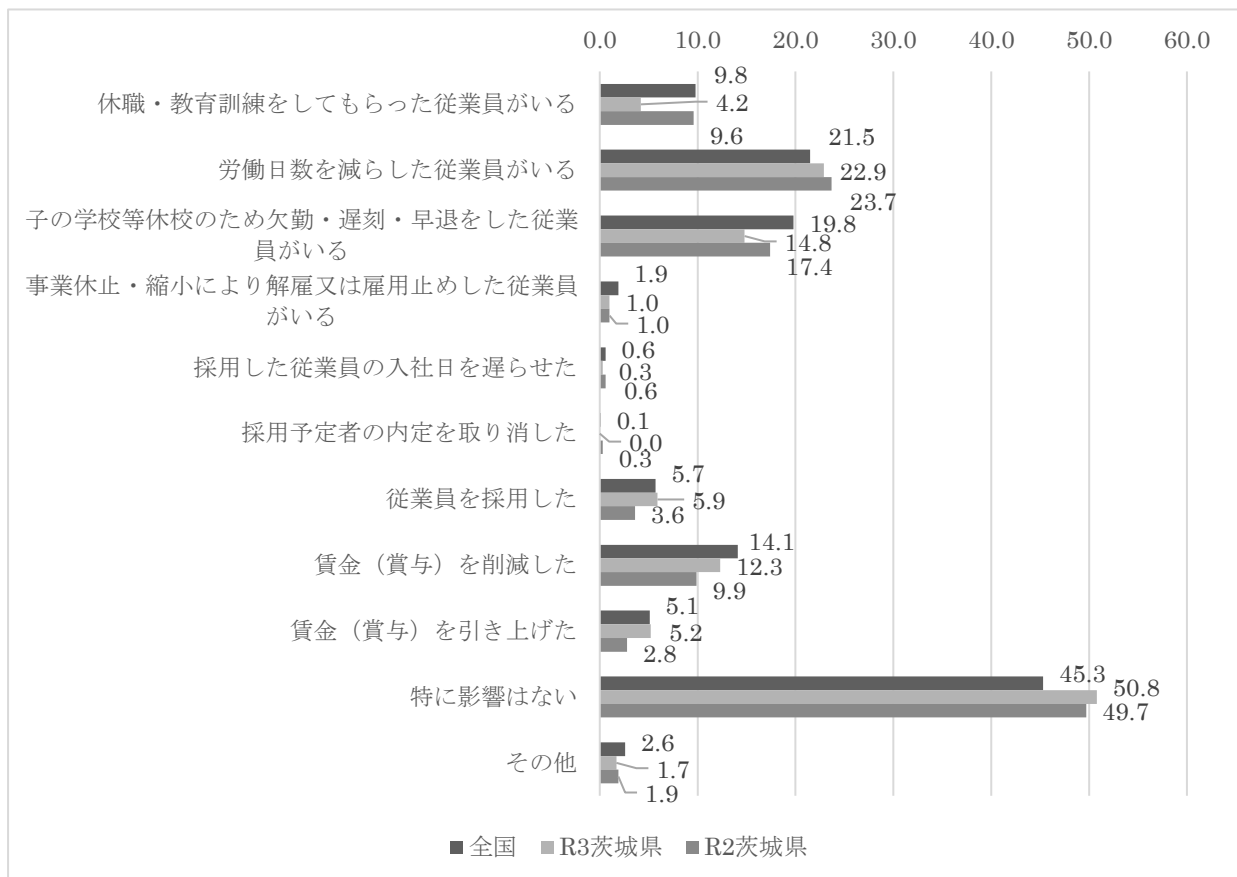
【図⑫：新型コロナウイルスによる経営への影響】（複数回答）（%）



(2) 新型コロナウイルスの影響による雇用環境の変化【図⑬】

新型コロナウイルスの影響による雇用環境の変化は、「特に影響はない」が50.8%（前年度49.7%）と最も多く、「労働日数を減らした従業員がいる」が22.9%（同23.7%）、「子の学校等休校のため欠勤・遅刻・早退をした従業員がいる」が14.8%（同17.4%）の順であった。

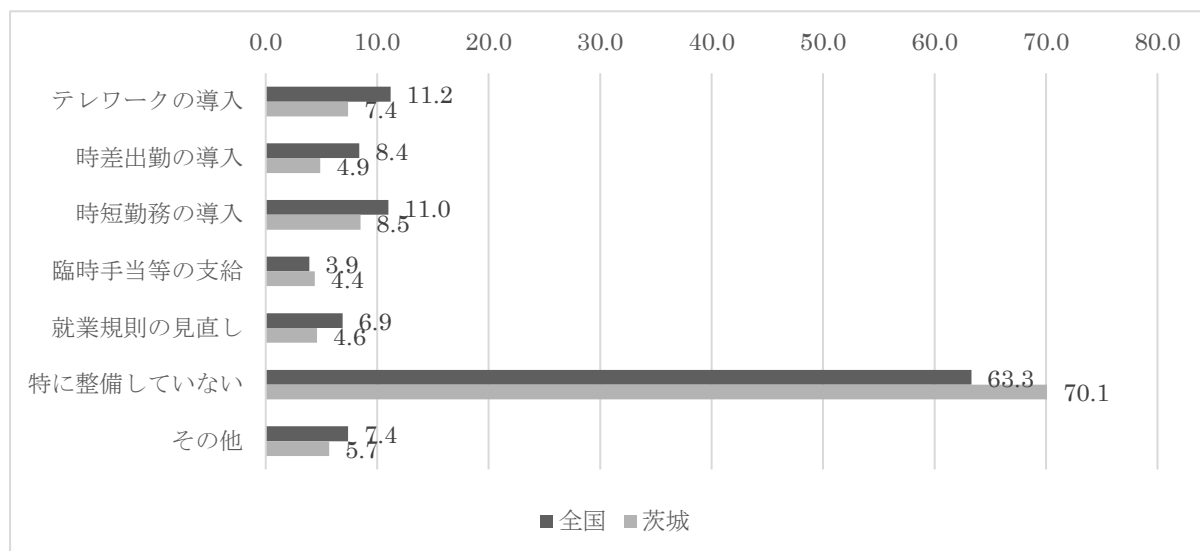
【図⑬：新型コロナウイルスの影響による雇用環境の変化】（複数回答）（%）



### (3) 新型コロナウイルスの影響への対策として実施している従業員の労働環境の整備【図⑭】

新型コロナウイルスの影響への対策として実施している従業員の労働環境の整備は、「特に整備していない」が70.1%(全国63.3%)と最も多く、「時短勤務の導入」が8.5%(同11.0%)、「テレワークの導入」が7.4%(同11.2%)、「その他」が5.7%(同7.4%)の順であった。

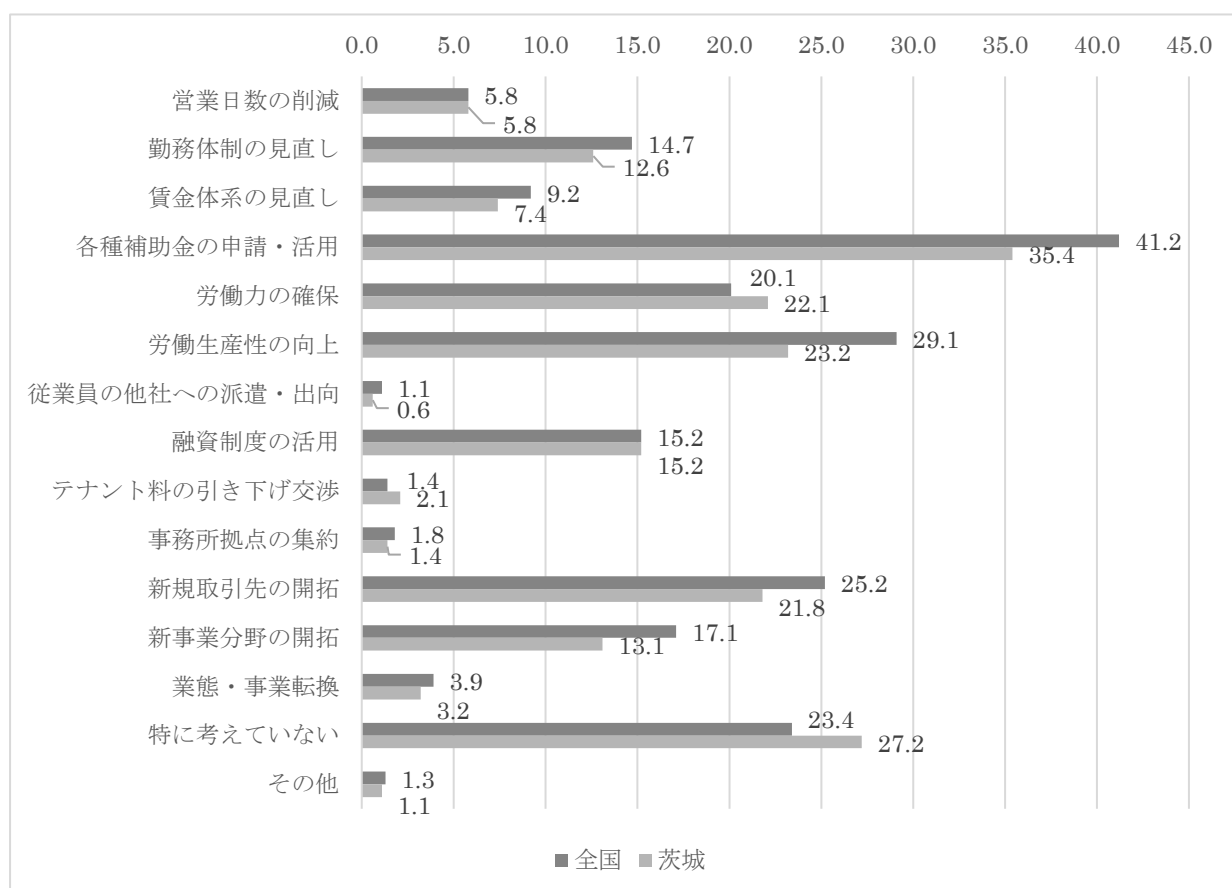
【図⑭：新型コロナウイルスの影響への対策として実施している従業員の労働環境の整備】(複数回答)(%)



### (4) 新型コロナウイルスの影響への対策として事業継続のために今後実施したい方策【図⑮】

新型コロナウイルスの影響への対策として事業継続のために今後実施したい方策は、「各種補助金の申請・活用」が35.4%(全国41.2%)と最も多く、「特に考えていない」が27.2%(同23.4%)、「労働生産性の向上」が23.2%(同29.1%)「労働力の確保」が22.1%(同20.1%)の順であった。

【図⑮：新型コロナウイルスの影響への対策として事業継続のために今後実施したい方策】(複数回答)(%)

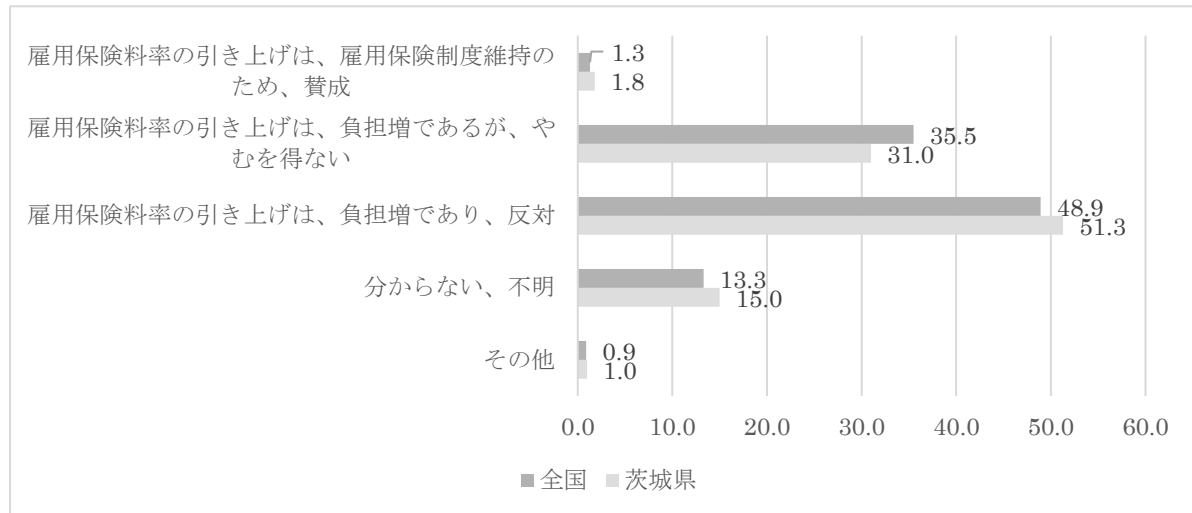


## 8. 雇用保険料の事業主負担分について

### (1) コロナ禍の長期化による雇用保険料率引き上げ等に関する考え方【図⑩】

雇用保険料率の引き上げ等に関する考え方は、「雇用保険料率の引き上げは、負担増であり、反対」が51.3%（全国48.9%）と最も多く、「雇用保険料率の引き上げは、負担増であるが、やむを得ない」が31.0%（同35.5%）、「分からない、不明」が15.0%（同13.3%）「雇用保険料率の引き上げは、雇用保険制度維持のため、賛成」が1.8%（同1.3%）、「その他」が1.0%（同0.9%）の順であった。

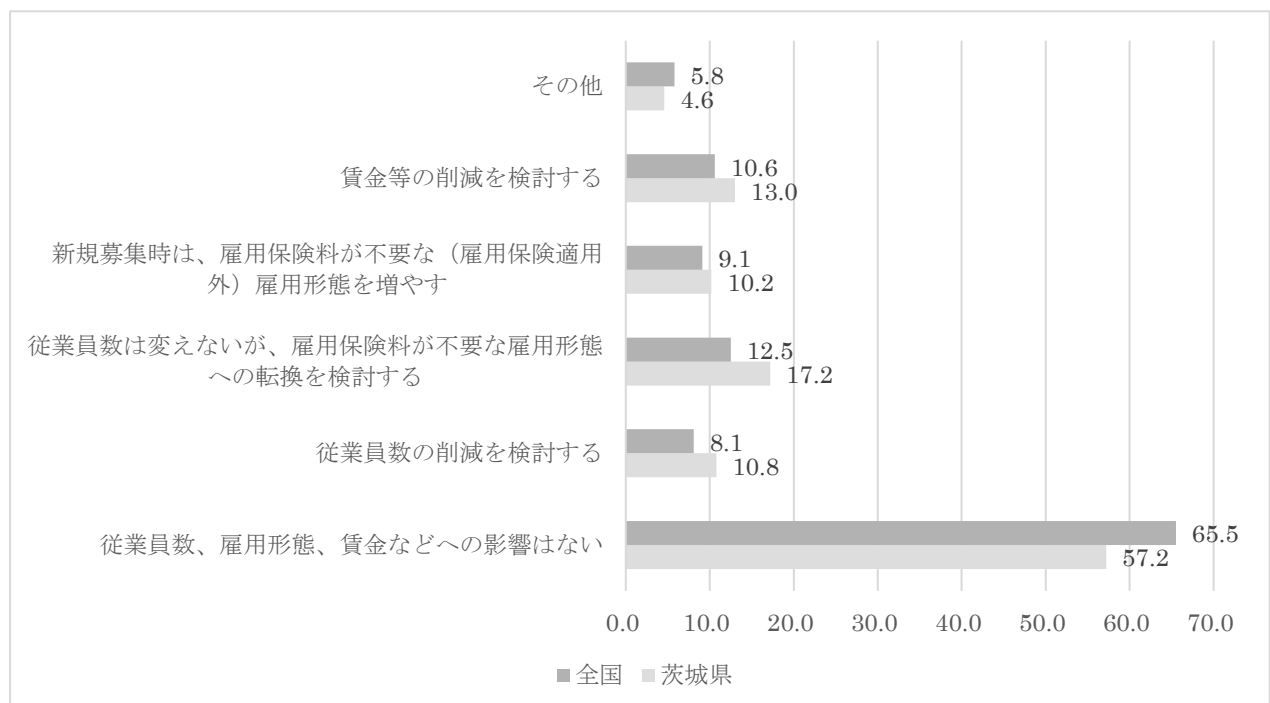
【図⑩：コロナ禍の長期化による雇用保険料率引き上げ等に関する考え方】 (%)



### (2) 雇用保険料が引き上げられた場合の雇用への影響について【図⑪】

雇用保険料が引き上げられた場合の、雇用への影響は、「従業員数、雇用形態、賃金等への影響はない」が57.2%（全国65.5%）と最も多く、「従業員数は変えないが、雇用保険料が不要な雇用形態へ転換」が17.2%（同12.5%）、「賃金等への削減を検討する」が13.0%（同10.6%）「従業員数の削減を検討する」が10.8%（同8.1%）、「新規募集時は雇用保険料が不要な雇用形態を増やす」が10.2%（同9.1%）、その他が4.6%（同5.8%）の順であった。

【図⑪：雇用保険料が引き上げられた場合の、雇用への影響について】（複数回答） (%)









② 令和4年3月の新規学卒者の採用計画はありますか。(1つだけに○)

1. ある      2. ない      3. 未定

※1. に○をした事業所は②-1の質問にお答えください。



②-1 学卒ごとの採用予定人数をご記入ください。

1. 高校卒  人    2. 専門学校卒  人    3. 短大卒(含高専)  人    4. 大学卒  人

### 設問6) 新型コロナウイルスの影響についてお答えください。

① 新型コロナウイルスによる貴事業所の経営への影響について、お答えください。(該当するすべてに○)

1. 労働力の不足      2. 労働力の過剰      3. 資材・部品・商品等の調達・仕入難      4. 売上高の減少  
5. 取引先・顧客からの受注減少    6. 営業活動等の縮小    7. 運転資金等の資金繰り難      8. 休業の実施  
9. 受注や売上高が増加した    10. 特に影響はない    11. その他( )

② 新型コロナウイルスの影響による貴事業所の従業員等の雇用環境の変化について、お答えください。(該当するすべてに○)

1. 休職・教育訓練をしてもらった従業員がいる      2. 労働日数を減らした従業員がいる  
3. 子の学校等休校のため休んだ又は遅刻・早退した従業員がいる  
4. 事業休止・縮小により解雇した又は雇止めした従業員がいる  
5. 採用した従業員の入社日を遅らせた      6. 採用予定者の内定を取り消した      7. 従業員を採用した  
8. 賃金(賞与)を削減した      9. 賃金(賞与)を引き上げた      10. 特に影響はない  
11. その他( )

③ 新型コロナウイルスの影響への対策として、7月1日現在、貴事業所で実施している従業員の労働環境の整備についてお答えください。(該当するすべてに○)

1. テレワークの導入      2. 時差出勤の導入      3. 時短勤務の導入      4. 臨時手当等の支給  
5. 就業規則の見直し    6. 特に整備していない    7. その他( )

④ 新型コロナウイルスの影響への対策として、貴事業所が事業を継続していくために、今後実施していきたい方策についてお答えください。(該当するすべてに○)

1. 営業日数の削減      2. 勤務体制の見直し      3. 賃金体系の見直し      4. 各種補助金の申請・活用  
5. 労働力の確保      6. 労働生産性の向上      7. 従業員の他社への派遣・出向      8. 融資制度の活用  
9. テナント料の引き下げ交渉      10. 事業所拠点の集約      11. 新規取引先の開拓  
12. 新事業分野の開拓    13. 業態・事業転換      14. 特に考えていない    15. その他( )

### 設問7) 雇用保険料の事業主負担分についてお答えください。

① 新型コロナウイルス感染拡大に伴って特例措置がとられている雇用調整助成金等は、主に雇用保険料の事業主負担分を財源としています。感染の長期化で雇用保険財政がひっ迫していることから、今後、雇用保険料率の引上げ等の議論が始まることが予想されます。貴事業所のお考えについて、お答えください。(1つだけに○)

1. 雇用保険料率の引上げは、負担増であり、反対      2. 雇用保険料率の引上げは、負担増であるが、やむを得ない  
3. 雇用保険料率の引上げは、雇用保険制度維持のため、賛成      4. 分からない、不明  
5. その他( )

② 雇用保険料が引き上げられた場合、貴事業所の雇用への影響についてお答えください。(該当するすべてに○)

1. 従業員数、雇用形態、賃金等への影響はない      2. 従業員数の削減を検討する  
3. 従業員数は変えないが、雇用保険料が不要な(雇用保険適用外)雇用形態への転換を検討する  
4. 新規募集時は、雇用保険料が不要な(雇用保険適用外)雇用形態を増やす  
5. 賃金等の削減を検討する      6. その他( )

設問 8) 賃金改定についてお答えください。

① 令和3年1月1日から令和3年7月1日までの間にどのような賃金改定を実施しましたか。(1つだけに○)

1. 上げた	2. 下げた	3. 今年は実施しない(凍結)
4. 7月以降引上げる予定	5. 7月以降引下げる予定	6. 未定

※1. ~ 3. に○をした事業所は下記の①-1の質問にもお答えください。

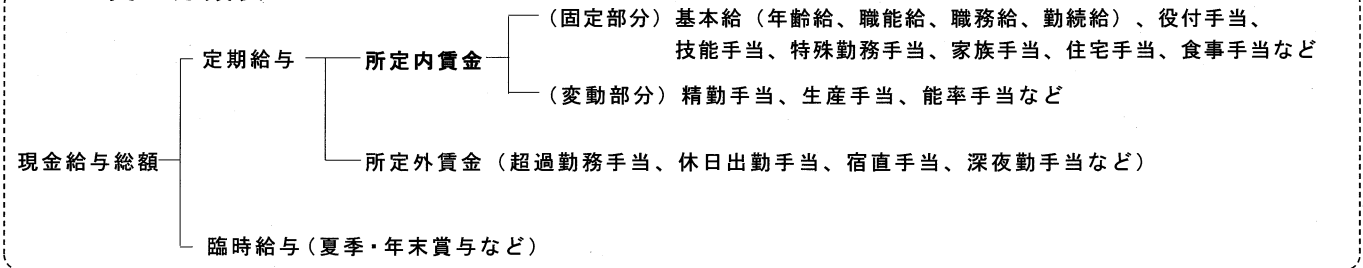
①-1 賃金改定(引上げ・引下げ・凍結)を実施した対象者の総数と従業員1人当たり平均の改定前・改定後所定内賃金(通勤手当を除く)及び平均引上げ・引下げ額をご記入ください。ご記入の際は下記の〔注〕をご参照ください。なお、プラス・マイナスの記号は不要です。

対象者総数	従業員1人当たり(月額)		
	改定前の平均所定内賃金 (A)	改定後の平均所定内賃金 (B)	平均引上げ・引下げ額 (C)
人	円	円	円

〔注〕(1) 「改定前の平均所定内賃金(A)」「改定後の平均所定内賃金(B)」「平均引上げ・引下げ額(C)」の関係は次のとおりです。

- ・「1. 上げた」事業所は、「平均引上げ・引下げ額(C)」はプラス額になります。
  - ・「2. 下げた」事業所は、「平均引上げ・引下げ額(C)」はマイナス額になります。
  - ・「3. 今年は実施しない(凍結)」事業所は、(B)と(A)は同額になりますので、「平均引上げ・引下げ額(C)」は「0」になります。
- (2) 対象者総数は、賃金改定対象者で、賃金の改定前、改定後とも在職している者です(1ページ目の設問1の「従業員数」とは必ずしも一致しなくても結構です)。
- (3) パートタイマー、アルバイト、役員、家族、嘱託、病欠者、退職者などは除いてください。
- (4) 臨時給与により賃金改定した場合は、上記賃金に含める必要はありません。
- (5) 「所定内賃金」については、下表を参考にしてください。

賃金分類表



※①で1. または4. に○をした事業所、及び、臨時給与を上げた(7月以降引上げ予定)事業所のみ②・③にもお答えください。

② 賃金改定(引上げ・7月以降引上げ予定)の内容についてお答えください。(該当するものすべてに○)

1. 定期昇給	2. ベースアップ	3. 基本給の引上げ(定期昇給制度のない事業所)
4. 諸手当の改定	5. 臨時給与(夏季・年末賞与など)の引上げ	

〔注〕(1) 「定期昇給」とは、あらかじめ定められた企業の制度に従って行われる昇給のことで、一定の時期に毎年増額することを行います。また、毎年時期を定めて行っている場合は、能力、業績評価に基づく査定昇給なども含みます。

(2) 「ベースアップ」とは、賃金表の改定により賃金水準を上げることを行います。

③ 貴事業所では、今年の賃金改定(引上げ・7月以降引上げ予定)の決定の際に、どのような要素を重視しましたか。(該当するものすべてに○)

1. 企業の業績	2. 世間相場	3. 労働力の確保・定着	4. 物価の動向	5. 労使関係の安定
6. 親会社又は関連会社の改定の動向	7. 前年度の改定実績	8. 賃上げムード	9. 消費税増税	
10. 重視した要素はない	11. その他( )			

設問 9) 労働組合の有無についてお答えください。(1つだけに○)

1. ある	2. ない
-------	-------

◎お忙しいところご協力ありがとうございました。記入もれがないかももう一度お確かめのうえ、7月20日までにご返送ください。